

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集（平成二十年一月五日 第二十七次改訂版）

追補

次のように改正されましたので、該当箇所についてご訂正下さい。
（改正箇所は、傍線で示しました。）

○液化石油ガス設備士のための養成施設を指定した件……(1)

制定 平成二十年六月十三日告示第一二八号

○液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示……(2)

改正 平成二十年五月三十日告示第一一七号

○供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示……(3)

改正 平成二十年五月三十日告示第一一六号

液化石油ガス設備士のための養成施設
を指定した件

(二五九頁 平成十九年三月三十日 告示第百二号の別表の次に追加)

〔平成二十年六月十三日〕
〔経済産業省告示第百二十八号〕

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の四第二項第二号の規定に基づく液化石油ガス設備士のための養成施設を別表のとおり指定したので、同法第八十八条第一項第二号の二の規定に基づき告示する。

別表

指定番号	氏名又は名称	所在地
第九十二号	岡山県立南部高等技術専門校	岡山県倉敷市新田三三四一

液化石油ガス販売事業者の認定に係る
保安確保機器の設置等の細目を定める

告示

(二七五頁 改正)

(保安確保機器の種類)

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第四十五条第一号の告示で定める機器は、遮断弁を有するガスメーターであつて、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 次の表の上欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
四立方メートル毎時以下	○・九立方メートル毎時 以上五・〇立方メートル 毎時以下	○・九立方メートル毎時 以上使用最大流量以下
四立方メートル毎時を超え 四十立方メートル毎時以下	使用最大流量の一・二五 倍	二・〇立方メートル毎時 以上使用最大流量以下

以下 (略)

(二七七頁 平成二二年九月二九日 告示第五八七号の附則の次に追加)
(平成二十年五月三十日告示第百十七号は、平成二十年五月三十日か
ら適用する。)

供給設備、消費設備及び特定供給設備に
関する技術基準等の細目を定める告示

(二八五頁 改正)

第一条 (略)

(圧力計の設置等)

第二条 規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する圧力計は、すべての貯槽に次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

- 一 圧力計は、日本工業規格B七五〇五―一アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計又はこれと同等程度以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものであること。

二 (略)

2 規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する安全弁はバナ式安全弁とし、すべての貯槽に次の第一号から第四号までに掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 本文 (略)

表第一

<p>日本工業規格B八二二五に規定する方法又はそれと同等以上の方法による場合 次に掲げる(i)又は(ii)に、 ○・九を乗じた数値。 (i) 日本工業規格B八二二五安全弁―吹出し係数の測定方法に規定する方法によって算定される公称吹出し係数 (ii) (i)と同等以上の方法によって算定される係数</p>	(略)
---	-----

表第二 (略)

四 (略)

(二九〇頁 改正)

(ガスメーターの機能)

第七条 規則第十八条第二十二号イの告示で定める機能を有するガスメーターは、遮断弁を有するガスメーターであつて、次の各号に掲げる

- 基準に適合するものとする。
- 一 次の表の上欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
四立方メートル毎時以下	○・九立方メートル毎時以上五・〇立方メートル毎時以下	○・九立方メートル毎時以上使用最大流量以下
四立方メートル毎時を超え四立方メートル毎時以下	倍	二・〇立方メートル毎時以上使用最大流量以下

二 (略)

三 (略)

(硬質管等の規格)

第八条 規則第四十四条第一号ルの告示で定める硬質管等の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 硬質管

イ 金属管の材料及び構造

(1) (略)

(2) 末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、日本工業規格B

〇二〇三管用テーパねじの規格に適合するものであること。

ロ (略)

二 (略)

三 低圧ホース(その両端が迅速継手により接続できるものに限る。)の材料及び構造

イ (略)

ロ (略)

ハ 継手部分の構造は、次の(1)から(5)までによること。

(1) 形状及び寸法は、次の図又は高圧ガス保安協会基準KHKS

〇七二一附属書2に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

図 (略)

(2) (5) (略)

二 (略)

四 ゴム管

イ (略)

ロ ゴム管(その両端が迅速継手により接続できるものに限る。)の材料及び構造

(1) (略)

(2) 継手部分は、前号ロ及びハ(高圧ガス保安協会基準KHKS〇七二一附属書2に掲げる接続部の図を除く。)によること。

(3) (略)

五 塩化ビニルホース

イ 塩化ビニルホース(その両端が迅速継手により接続できるものに限る。)材料及び構造

(1) (略)

(2) 継手部分は、第三号ロ及びハ(高圧ガス保安協会基準KHKS〇七二一附属書2に掲げる接続部の図を除く。)によること。

(3) (略)

ロ (略)

六 接続具

イ ねじ接続型接続具の材料及び構造

(1) (略)

(2) (略)

(3) 管と接続する側の取付部の構造は、日本工業規格B〇二〇三
管用テーパねじ又は日本工業規格B〇二〇七メートル細目ねじ
であること。

(4) (6) (略)

ロ 迅速継手型接続具の材料及び構造

(1) (略)

(2) 管と接続する側の取付部の構造は、次の(i)から(iii)までによる
こと。

(i) 形状及び寸法は、次の図1から図3までのいずれか又は高
圧ガス保安協会基準KHKS〇七二一附属書2に掲げる接続
部の図に示すとおりであること。

図1～図3 (略)

(ii) (iii) (略)

(3) (4) (略)

ハ (略)

(二九九頁 平成一七年三月一日告示第四二号の附則の次に追加)

(平成二十年五月三十日告示第百十六号は、平成二十年五月三十日か
ら適用する。)

◎今後の液化石油ガス法令関係の改正状況は、
当協会のホームページをご利用下さい。

高圧ガス保安協会ホームページ

<http://www.khk.or.jp>